

療養病床に入院する 65 歳未満の方の標準負担額

上位所得者「ア」「イ」該当の方

住民税課税世帯「ウ」「エ」該当の方

- (1) 食費（食材費 510 円＜1 食分＞） 日額 1,530 円 月額 約 47,430 円
 - (2) 居住費（光熱水費相当額） お支払いの必要はありません。
- ① 二月額 約 47,430 円

住民税非課税世帯「オ」該当の方

- (1) 食費（食材費 240 円＜1 食分＞） 日額 720 円 月額 約 22,320 円
※4 カ月目からは日額 540 円（1 食 190 円）となります。
 - (2) 居住費（光熱水費相当額） お支払いの必要はありません。
- ① 二月額 約 22,320 円

医療機関窓口でのお支払いの際は・・・

- ①標準負担額（医療区分・年齢・所得状況による食費及び光熱水費）
- ②一部負担金（患者様により負担割合が異なります）
- ③室料差額（差額料金の発生する居室利用の場合）

①+②+③＝請求合計額 をお支払い頂くこととなります。

※具体的な請求金額については、受付窓口にてお問い合わせください。

令和 7 年 4 月 1 日

よこはま港南台地域包括ケア病院